

西原地区土地区画整理事業に係る 仙塩広域都市計画(案)について

下野郷字西原地区内(右図参照)で計画している土地区画整理事業に係る都市計画(案)の説明会および図書の縦覧を行います。

【説明会】

日時・場所 / 2月4日(水) 19時～
市役所6階 研修室A

【縦覧】

図書 / 西原地区被災市街地復興土地区画整理事業計画(案)

期間 / 2月13日(金)～27日(金) (土・日・祝日を除く)

時間 / 9時～17時

場所 / 市役所4階 復興・都市整備課



※案の内容については、縦覧期間中、岩沼市ホームページ (<http://www.city.iwanuma.miyagi.jp>) でもご覧になれます。

なお、案の縦覧期間中には、都市計画法に基づき、市民の方やこの計画に利害関係がある方は、市に対し意見書を提出することができます。

意見書(自由様式)については、住所、氏名、意見の内容を明示の上、復興・都市整備課まで持参または郵送(〒989-2480 岩沼市桜1丁目6-20 縦覧期間中必着)してください。

問 / 復興・都市整備課 (☎内線 424・425)

2月8日(日)投票 農業委員会委員一般選挙

問 / 選挙管理委員会事務局 (☎内線 581・583)

岩沼市農業委員会委員の選挙は2月8日(日)が投票日です。今後3年間、農業に従事する方の声を農業政策に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。選挙権のある方は忘れずに投票しましょう。

■投票できる人は

今回の選挙で投票できる人は、平成26年1月に農業委員会委員選挙人名簿への登載を申請し、選挙権の要件を満たした方で、平成26年3月31日確定の選挙人名簿に登載されている方です。

※平成27年1月に登載申請をいただいた方々は、平成27年4月以降の選挙の対象となります。今回の選挙の対象にはなりませんので、ご注意ください。

■投票所入場券は

投票ができる人には、はがきを送付(郵送)します。

入場券をなくしたり、しまい忘れたりしたときは、投票日当日、直接投票所の受付に申し出てください。



■期日前投票は

仕事やレジャーなどで投票日当日に投票できない方は、ご利用ください。

期間 / 2月2日(月)～7日(土)

時間 / 午前8時30分～午後8時

場所 / 市役所 1階 大会議室

■農業委員会

農業委員会は、農業生産力の発展や農業経営の合理化を図り、農業者の地位の向上を目的として、法律に基づいて組織された団体です。農地法やその他の法律に基づく農地の売買・賃借・転用等に関する事務や、農地パトロール、農業者年金事務等を行っています。

岩沼市の農業委員会を構成する委員の数は、公選14人、議会推薦3人、農業団体からの推薦4人の計21人。任期は3年となっています。

耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をした住宅にかかる固定資産税が減額されます



耐震改修

現行の耐震基準に適合するよう住宅に改修工事を施した場合で、右の条件を満たしているものは、その住宅の床面積 120㎡相当分までの固定資産税の税額が 2 分の 1 減額されます。

対象家屋／昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在している住宅
改修工事の費用／1 戸当たりの工事費が 50 万円以上
(平成 25 年 3 月 31 日までに契約を締結された場合は 30 万円以上)
減額期間／平成 25 年 1 月 1 日～ 27 年 12 月 31 日の改修は、改修工事が完了した年の翌年度から 1 年度分

省エネ改修

既存住宅において、一定の熱損失防止改修(省エネ改修)工事を施した場合で、右の条件を満たしているものは、その住宅の床面積 120㎡相当分までの固定資産税の税額について、工事が完了した年の翌年度に限り 3 分の 1 が減額されます。

ただし、新築住宅や住宅耐震改修による減額と同時に適用されませんのでご注意ください。

対象家屋／平成 20 年 1 月 1 日以前から存在している住宅(貸家を除く)
対象工事／平成 20 年 4 月 1 日～ 28 年 3 月 31 日の間に行われた次のいずれかの改修工事で、省エネ基準に新たに適合すること
○窓の改修工事(例/断熱性を高める複層ガラス化など)
○窓の改修工事と併せ行う床、天井、壁(外気と接するものの工事に限る)の断熱工事
改修工事の費用／工事費が 50 万円以上(平成 25 年 3 月 31 日までに契約を締結された場合は 30 万円以上)

バリアフリー改修

既存住宅において一定のバリアフリー改修工事を施した場合で、右の条件を満たしているものは、その住宅の床面積 100㎡相当分までの固定資産税の税額について、工事が完了した翌年度分限り 3 分の 1 が減額されます。

ただし、住宅耐震改修による減額と同時に適用されませんのでご注意ください。

対象家屋／次のいずれかの人が居住する、平成 19 年 1 月 1 日以前から存在している住宅(貸家を除く)
○65 歳以上の人 ○障害のある人
○要介護認定または要支援認定を受けている人
改修工事の費用／補助金などを除く自己負担額が 50 万円以上(平成 25 年 3 月 31 日までに契約を締結された場合は 30 万円以上)
改修時期／平成 19 年 4 月 1 日～ 28 年 3 月 31 日の改修
対象工事(次のいずれかの工事)／
○廊下の拡幅 ○手すりの取り付け ○床の段差の解消
○階段のこう配の緩和 ○浴室やトイレの改良
○引き戸への取り換え ○床表面の滑り止め化

※該当される方は申告が必要です。
詳しくはお問い合わせください。

問／税務課固定資産税係
(市役所 2 階 ☎内線 248)